

入札公告

事後審査型条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年3月13日

芳賀地区広域行政事務組合
組合長 石坂 真一

1 入札対象工事

工 事 名	新二宮分署建築工事
工事箇所	真岡市久下田1241番地1外
工 期	平成31年3月22日限り
工事概要	新二宮分署建設に伴う建築工事一式 建築工事 ・分署庁舎 S造2階建 延面積 896.89 m² ・訓練棟 RC造2階建 94.50 m² ・駐車場 アルミ造平屋建 14.63 m² ・ゴミ置場 アルミ造平屋建 2.26 m² 外構工事（整備面積 0.6ha） ・敷地造成工事 ・雨水排水設備工事 ・園路広場設備工 ・管理施設整備工 ・さく井工事 解体工事（既存二宮分署庁舎 延面積 313.68 m²） ・RC造分署庁舎 ・S造食堂 ・S造車庫 ・S造倉庫
予定価格	322,100,000円（消費税等抜き）
その他	この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2 入札に参加できる者に必要な資格要件

芳賀地区広域行政事務組合構成市町（（真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町）以下「構成市町」という。）の真岡市から平成29・30年度建設工事入札参加資格を受けている者で、入札参加申請時及び開札当日において下記の要件を満たしていること。

業 種	建築一式工事
格付け	真岡市入札参加者名簿のA級に格付けされている業者
入札参加形態	特定建設工事共同企業体による参加（真岡市建設企業体取扱要領に準ずる） 構成員：2者
結成要件	・結成は、自主結成とする。 ・構成員の出資比率は、30%以上とする。 ・構成員は、この工事において2以上の共同企業体の構成員になれない。

代表者の要件	建設業許可	特定		
	配置技術者	建設業法の規定に基づき、本工事に対応する監理技術者を配置できること。	技術者の専任義務	有
	地域要件	真岡市に、建設業法第3条に基づき設置された本店があること。		
	その他	代表者は、構成員の中で出資比率が最大であること。		
構成員の要件	建築業許可	特定又は一般		
	配置技術者	建設業法の規定に基づき、本工事に対応する技術者を配置できること。	技術者の専任義務	有
	地域要件	真岡市に、建設業法第3条に基づき設置された本店があること。		
その他		入札に参加できる者に必要な資格要件 平成29・30年度の真岡市入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、次の各号の要件をすべて満たしていること。 (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。 (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく芳賀地区広域行政事務組合及び構成市町の入札参加制限を受けていないこと。 (3) 芳賀地区広域行政事務組合及び構成市町建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。 (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法の再生手続開始の申立がなされている者（ただし、会社更生法に基づく更生計画又は民事再生法に基づく再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。）でないこと。 (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。		

3 分離分割発注等に係る入札条件

この工事は分離分割に係る入札で、対象工事、開札順位は下表に掲げるとおりとし、先に開札した入札の落札候補者（指名競争入札の場合は落札者）がしたその後の入札は無効とする。ただし、先に行われた入札が低入札価格調査の対象となった場合は、落札者が確定するまでその後の入札の落札候補者の決定を保留する場合がある。なお、低入札価格調査の結果、落札者となった者がしたその後の入札は無効とする。

開札順位	工 事 名	工 事 箇 所	分離分割に係る 無効となる入札
1	新二宮分署建築工事	真岡市久下田1241番地1外	—
2	新二宮分署電気設備工事	〃	開札順位1の落札候補者となった特定建設工事共同企業体の構成員のいずれかが単体企業としてした入札
3	新二宮分署機械設備工事	〃	開札順位1の落札候補者となった特定建設工事共同企業体の構成員のいずれかが単体企業としてした入札 または開札順位2の落札候補者となった者がした入札

4 入札日程等

参加申請書の交付	真岡市ホームページからダウンロード https://www.city.moka.lg.jp/12,3997,51,284.html
参加申請受付期間	平成30年3月15日(木)から平成30年3月22日(木)まで（「芳賀地区広域行政事務組合の休日を定める条例」に規定する休日を除く）に持参により提出すること。 提出場所：芳賀地区広域行政事務組合消防本部総務課庶務係 提出時間：午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）
設計図書の貸出し	平成30年3月14日(水)から平成30年3月20日(火)まで（「芳賀地区広域行政事務組合の休日を定める条例」に規定する休日を除く） （1）貸出し閲覧方式とする。 （2）貸出し申請：事前に電話で予約（予約先は芳賀地区広域行政事務組合消防本部総務課庶務係 電話 0285-82-3213、予約受付時間は午前9時00分から午後4時00分まで ※正午から午後1時までを除く）をし、貸出し当日に「設計図書等貸出申請書」を提出する。予約のない方には貸出しません。 （3）貸出し場所：芳賀地区広域行政事務組合消防本部総務課庶務係 （4）返却期限：平成30年3月20日 午後4時までに設計図書を返却しなければならない。 （5）貸出し限度：同一の入札物件について、一度に2部以上の貸出しや日時を変えての2回以上の貸し出しはしない。 （6）注意事項：設計図書等の貸出し時及び返却時に自ら枚数、乱丁等の不備がないことを確認し、設計図書等を返却する。この場合において貸出しを受けた設計図書等について、理由なく返却時間を遵守しなかった場合には、当該入札物件にかかる入札参加資格の審査において「資格なし」と判定する場合がある。
設計図書に関する質問	平成30年3月26日(月)まで（「芳賀地区広域行政事務組合の休日を定める条例」に規定する休日を除く）に書面により提出すること。 提出方法：書面による持参 提出場所：芳賀地区広域行政事務組合消防本部総務課庶務係 提出時間：午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）
設計図書に関する質問の回答	平成30年3月27日（火）までに、工事担当課より入札参加申請者全員にファックスで回答する。
入札方法	持参入札
積算内訳書の提出	有
入札日時	平成30年4月3日（火）午後1：30
低入札価格調査制度の適用	適用あり
入札場所	芳賀地区広域行政事務組合消防本部 2階会議室
確認申請書等提出日	提出を求められた日の翌日から起算して2日以内（「芳賀地区広域行政事務組合の休日を定める条例」に規定する休日を除く）に持参により提出すること。 提出場所：芳賀地区広域行政事務組合消防本部総務課庶務係 提出時間：午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
落札可否の決定	確認申請書等が提出された日の翌日から起算して2日以内「芳賀地区広域行政事務組合の休日を定める条例」に規定する休日を除く）に通知する。

4 入札保証金等

入札保証金	免 除
契約保証金	納 付（契約金額の10%以上）
支払条件	前金払 : 有 中間前金払 : 有（契約締結時に中間前金払と部分払のいずれかを選択する。）

その他

- （1）別紙事後審査型条件付き一般競争入札共通事項に示すとおりとする。
- （2）落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額としますので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- （3）本工事は、議会の議決に付すべき契約であるので、落札者は落札決定後7日以内（芳賀地区広域行政事務組合の休日を除く。）に仮契約書を提出すること。当該仮契約書は、地方自治法第96条第1項第5号の規定による議会の議決を得た日から本契約書となる。
- （4）入札にあたっては、真岡市入札参加者心得（真岡市ホームページからダウンロード可能）を熟読のうえ、入札書を提出してください。**※ただし、入札方法は持参入札となります。**
- （5）公告及び工事内容についての詳細及び不明の点については、次に照会すること。
芳賀地区広域行政事務組合消防本部 総務課庶務係 電話 0285-82-3213

事後審査型条件付き一般競争入札共通事項

1 入札に参加できる者に必要な資格要件

平成29・30年度の芳賀地区広域行政事務組合構成市町（(真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町)以下「構成市町」という。）の真岡市から入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、次の各号の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく芳賀地区広域行政事務組合及び構成市町の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 芳賀地区広域行政事務組合及び構成市町建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立がなされている者又は民事再生法の再生手続開始の申立がなされている者（ただし、会社更生法に基づく更生計画又は民事再生法に基づく再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2 競争入札参加手続等

- (1) 事後審査型条件付き一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ、次により参加を申請することとし、入札参加資格を確認するための書類は、落札者とするための確認の必要がある者から開札後に提出を求めるものとする。

① 入札参加申請書類

- ・ 事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）
正・副（正本のコピー）各1部
ただし、副については業者控えとして受付確認後、受付印を押して返却するものとする。
- ・ 配付は、ホームページからのダウンロードを原則とし、総務課窓口での配付は行わない。
真岡市ホームページ <https://www.city.moka.lg.jp/12,3997,51,284.html>

② 入札参加申請書の提出

- 提出先：芳賀地区広域行政事務組合消防本部 総務課庶務係
- 提出方法：持参とし、郵送・電送等は受けない。

- (2) 受付期間内に入札参加申請書を提出した者は、原則として、当該入札に参加できるものとする。

3 設計図書等の閲覧

設計図書等の閲覧方法は、貸出し閲覧方式とする。

- (1) 貸出し申請：事前に電話で予約（予約先は芳賀地区広域行政事務組合消防本部総務課庶務係 電話0285-82-3213、予約受付時間は午前9時00分から午後4時00分まで ※正午から午後1時までを除く）をし、貸出し当日に「設計図書等貸出申請書」を提出する。予約のない方には貸出しません。
- (2) 貸出し場所：芳賀地区広域行政事務組合消防本部総務課庶務係
- (3) 返却期限：貸出日の翌日 9時までに設計書を返却しなければならない。
- (4) 貸出し限度：同一の入札物件について、一度に2部以上の貸出しや日時を変えての2回以上の貸し出しはしない。
- (5) 注意事項：設計図書等の貸出し時及び返却時に自ら枚数、乱丁等の不備がないことを確認し、設計図書等を返却する。この場合において貸出しを受けた設計図書等について、理由なく返却時間を遵守しなかった場合には、当該入札物件にかかる入札参加資格の審査において「資格なし」と判定する可能性がある。

4 現場説明会

原則として行わない。

5 入札方法

- (1) 入札は持参によるものとする。
- (2) 入札に際しては、地方自治法、地方自治法施行令、芳賀地区広域行政事務組合財務規則、芳賀地区広域行政事務組合建設工事等執行規則、真岡市入札参加者心得を遵守するとともに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為をしないこと。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札者は提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (5) 入札回数は1回とする。
- (6) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、審査の結果、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い適格者が確認できるまで行うものとする。
ただし、低入札調査基準価格を下回る入札があった場合において、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者としてすることがある。

6 工事費内訳書

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書は、入札書を提出する際に合わせて提出すること。

7 契約保証金

契約保証金は、有価証券の提供又は金融機関もしくは前払金保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

8 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格確認手続

開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、落札候補者は次により、入札参加資格確認の審査を受けなければならない。

① 確認申請書類

- ア. 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書
- イ. 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認資料

② 確認申請書類の配付等

アの配布は、ホームページからのダウンロードを原則とし、総務課窓口での配布は行わない。

(2) 入札参加資格確認書類の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書及び事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）の提出を求められた日の翌日から起算して2日以内（「芳賀地区広域行政事務組合の休日」を定める条例）に規定する休日を除く。）とする。

② 提出場所：芳賀地区広域行政事務組合消防本部総務課庶務係

- ③ 提出方法：持参とし、郵送又は電送によるものは受付しない。
- (3) 入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、確認申請書等が提出された日の翌日から起算して2日以内（「芳賀地区広域行政事務組合の休日を定める条例」に規定する休日を除く。）に通知する。
- (4) 落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、前項の通知を受けた日から起算して2日以内（「芳賀地区広域行政事務組合の休日を定める条例」に規定する休日を除く。）に、その理由について書面で問い合わせることができる。
- (5) 落札候補者が提出期限内に（1）に定める確認申請書等を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

9 中間前金払の請求

- (1) 請負代金額の10分の4以内の前金払に加え、工事の中間段階にさらに請負代金の10分の2以内を前金払として支払う中間前金払に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の2分の1（債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1）を経過し、かつ、工程表により工期の2分の1（債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1）を経過するまでに実施するべきものとされている当該工事に係る作業が行われ、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1（債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、当該会計年度の出来高予定額の2分の1）以上の額に相当するものである場合に行うものとする。
- (2) 前金払と中間前金払を合わせた額は、請負代金の6割を超えることはできず、かつ1億円を限度とする
- (3) 部分払の請求を行った場合には、中間前金払を請求することはできない。

10 部分払の請求

中間前金払の請求を行った場合には、部分払（債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、原則として各会計年度末における部分払を除く。）を請求することはできない。

11 契約条項を示す場所

契約条項等については、芳賀地区広域行政事務組合消防本部総務課庶務係において閲覧できる。

12 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 代理人が委任状を持参しなかった入札
 - ③ 入札書に所在地、商号又は名称及び代表者の記名押印がない入札
 - ④ 代理人が入札する場合、代理人の記名押印のない入札書による入札
 - ⑤ 入札書の金額を訂正した入札
 - ⑥ 入札書の記載事項が不明瞭で判読できない入札
 - ⑦ 同一の入札において他の入札者を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - ⑧ 入札に際して虚偽又は不正の行為があった入札
 - ⑨ 入札参加申請書を提出しない者がした入札
 - ⑩ 積算内訳書の提出が義務付けられている入札で、内訳書が提出されていない入札
 - ⑪ 積算内訳書に入札者の記名押印がない入札
 - ⑫ 入札書の金額と積算内訳書の金額が異なる入札
 - ⑬ 入札前に公表した予定価格を上回る金額でした入札
 - ⑭ その他入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札参加申請書を提出した者であっても、開札時点において入札に参加できる者に必要な資格を満たしていない入札者が行った入札は無効とする。

13 同価入札

最低価格入札者が2者以上になった場合には、落札候補者の決定を保留した上で、入札参加資格の審査を実施し、入札参加資格が認められた後、別に指定する日時及び場所において、くじにより落札者を決定するものとする。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員がくじを引くものとする。

14 配置技術者（専任の場合）

- (1) 配置技術者は、1件の請負金額が3,500万円以上の工事（建築一式工事については7,000万円以上）又は入札参加条件で専任を義務付けた工事については、現場に専任でなければならない。
- (2) 下請代金が総額4,000万円（建築一式工事については6,000万円）以上の工事については、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならない。
- (3) 監理技術者とは、建設業法第27条の18に規定する「監理技術者資格者証」の交付を受け、登録講習実施機関の発行した「監理技術者講習修了証」を所持しているものとする。
- (4) 本工事に配置できる監理技術者、主任技術者（以下「技術者」という。）は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは原則として認めない。
なお、この場合における恒常的な雇用関係とは、入札の申し込みがあった日以前に3か月以上の雇用があることをいう。
- (5) 入札参加申請書（入札参加資格要件確認申請書）に記載した配置予定技術者は、病休、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできない。

15 配置技術者（専任を要しない場合）

- (1) 1件の請負金額が3,500万円未満の工事（建築一式工事については、7,000万円未満）では、技術者の専任配置は必要としないが、本工事に配置できる技術者は、他工事に専任となっていない者を配置すること。
- (2) 配置する技術者は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。したがって他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは原則として認めない。
- (3) 入札参加申請書（入札参加資格要件確認申請書）に記載した配置予定技術者は、病休、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできない。

16 現場代理人

現場代理人とは、請負契約の適正な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、原則として工事現場に常駐しなければならない。

17 その他

- (1) 入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、落札を保留し、当該入札参加者を対象に事情聴取を行う。
調査の結果、談合の事実が確認されれば、当該入札を無効とする。また、談合の事実が確認されなくても、当該入札を無効とすることがある。
- (2) 種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は申請書、資料の差し替えは認められない。
- (3) 入札の参加にあたっては、「真岡市入札参加者心得」を熟読のこと。
- (4) 芳賀地区広域行政事務組合建設工事執行規則は、真岡市建設工事等執行規則（平成21年真岡市規則第28号）の例による。
- (5) 各種申請様式等で「真岡市 石坂真一」とあるのは「芳賀地区広域行政事務組合 組合長 石坂真一」、「市」とあるのは、「組合」、「市長」とあるのは、「組合長」とそれぞれ変更する。